



オール電化詐欺にご注意下さい!!

国民生活センターへの相談が急増!!
5年間で約6倍の相談件数!!

- ・経済的メリットばかりを強調し、消費者が冷静な判断ができない場合が多い。
- ・補助金制度の応募のため契約を急がせる。
- ・機能について説明が不足していたり、不適切な機器の設置を勧めているケースもあります。
- ・契約購入金額は100万～150万円が多く、支払い方法は、クレジット契約が75%!!

もう一度
考えて!

詳しくは裏面へ

平成20年10月21日

熊本日日新聞の
紙面より抜粋

平成20年10月16日

公取委 オール電化「おトク」パンフ 九電に排除命令

公正取引委員会は十五日、九州電力（福岡市）がオール電化のパンフレットで、表示したのは景品表示法違反にあたるとして排除命令を出した。ガス併用に比べ「光熱費が年間約十万円、三公取委が電気事業者

にオール電化や夜間が割安になる電気料金の有利性をアピール。「不当に消費者を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがある」とした。

九電は同日、会見し「お客さまに誤解を与え、申し訳ない」と謝罪。今後、パンフレットを修正する。命令によると、九電は昨年十月から今年八月まで営業所や提携販売店で配布したパンフレットで、電気給湯器やIH調理器の購入、更新費用に触れず、約六十万円高い。三十年の間に二、三回買い替えが必要で、別途工事費を伴う場合もあるという。

（本多孝）

謹告

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。この度弊社は、不当景品類及び不当表示防止法第六條第一項の規定に基づく公正取引委員会の排除命令に従い、一般消費者の皆さまの誤認を排除するため、次のとおり公示いたします。

平成十九年十月頃から平成二十年八月頃までに弊社が消費者の皆さまに配布したリーフレットにおいて行っていた、「オール電化住宅」（全ての熱源を電気で作る住宅）とするためには、「エコキュート」（自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯器）等の電気給湯器及び「IHクッキングヒーター」（電磁調理器）の購入費用や、これらの設置のための工事費用が必要であり、そして、長期間にわたるオール電化住宅を使用するにはこれらの機器の買替費用も必要であるのに、それを考慮せず、オール電化住宅がガスをお使いの住宅と比べて①一年間で最大約十万円得になるとしている表示②「オール電化住宅ローン」という融資制度による融資を受ける場合に三十年間で約三百五十万円得になるとしている表示③「オール電化住宅ローン」という融資制度による融資を受けない場合に三十年間で約三百万円得になるとしている表示は、事実と異なるものであり、「電化deナイト」という料金制度を適用する電気の利用条件について、実際のもよりも著しく有利であると消費者の皆さまに対し、誤解を与えるものでありました。

この度の広告表示におきまして、お客さまをはじめとする関係者の皆さまにご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。弊社では、今回の排除命令を重く受け止め、更なるコンプライアンスの徹底に努めるとともに、全社的に広告類の社内審査体制の一層の強化を図り、お客さまに分かりやすい表示に努めてまいります。

引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

平成二十年十月二十一日

福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社代表取締役社長 眞部利應
（本件に関するお問合せ）〇二〇一九八六〇〇一
もしくは最寄りの営業所（受付時間平日午前9時～午後5時）

相談事例（あなたは大丈夫ですか？）

（事例1）「今なら初期費用がかからない」と急がされて契約したが、契約額が高額

訪販で「ガスを利用するよりエネルギー代が安くなる」と説明され話を聞き始めた。「明日までに契約をしてもらえれば、この地域を集中工事に来るので初期費用がかからず得だ」と契約を急がされ契約（約107万円）した。販売業者が帰ってから契約書を見たら見積もりがあやふやで、契約日も代表者の名前もなく、さらに相場を調べたら契約額がかなり高額だとわかった。クーリング・オフしたい。

（2008年6月受付 契約当事者 40歳代 男性 給与生活者 愛知）

（事例2）「補助金が出る」と言われ、13年間のクレジット契約で購入

大手の電器設備会社の名前を出して「委託されている」と言い、「今月末までに電器温水器を契約すれば、補助金が出る。工事費も無料。電気代とガス代が安くなる。13年分の差額で買える」といわれて13年払いのクレジット契約（約100万円）をした。クレジット手数料が27万円も付いている。

（2008年7月受付 契約当事者 30歳代 女性 家事従事者 大阪）

（事例3）「補助金申し込みが定員に達する」と急がされて、支払総額を認識しないまま契約

2日前に電話で電器温水器の勧誘を受けた。話だけのつもりで来訪承諾。3時間勧誘され「検討する」と言うと、「国からの補助金が出るが、あと少しで定員になる。今日でないとだめだ」と急がされ契約した。昨日信販会社から電話があり、支払総額（約173万円）を聞いて驚いた。やはり高額なので、クーリング・オフしたい。

（2008年5月受付 契約当事者 60歳代 女性 家事従事者 静岡）

（事例4）強引な勧誘で、家族の人数と見合わない電器温水器を契約

「地区内をオール電化の集中工事のために回っている」と説明され、夫のいる日を予約した。当日話を聞いたところ、「今契約すると優待価格になる」と説明された。「よく考えたい」と言ったら「今月中に契約してほしい」と言われたので、契約（約135万円）してしまった。その後、家を建ててもらった業者や、近所の電力会社の人に聞いたら、4人家族が使用するには容量の小さい電器温水器を、通常よりかなり高額な値段で契約させられていたことが分かった。

（2007年12月受付 契約当事者 30歳代 男性 給与生活者 北陸）

（事例5）説明と異なり1日分の温水が確保できず、結局安くならない

8日前、訪問販売で電器温水器の勧誘を受けた。ガスが故障していたので話を聞き、1年間のデータを見せたら、「夜間電力で1日中の温水が確保できる」と説明された。近所が設置していたこともあり、信用して契約した。使ってみたら、1日持たなかった。追い炊きをすると安くならない。説明と違うのでクーリング・オフしたいと伝えたが、設置したものは外せないと言われた。

（2008年2月受付 契約当事者 60歳代 男性 無職 兵庫）

（事例6）モニターなので、販売業者が代金を支払ってくれるはずが、約束が守られない

販売業者の訪問をうけ「モニター工事なので、クレジット代金は毎月支払ってもらうがその都度こちらで入金し、1年後に一括で返済するのでお金は一切かからない」と勧誘され、無料ならと給湯システムを電器温水器に換えた（約150万円）。3ヶ月クレジット代金を自分で支払ったが、その間販売業者から一度も入金はなかった。催促すると入金する旨の誓約書は置いていくが実行されない。解約したい。

（2008年5月受付 契約当事者 30歳代 男性 給与生活者 埼玉）